

市報第11号

変更契約の締結についての専決処分報告

市長専決処分事項指定の件（昭和28年3月2日議決）により、次のように変更契約を締結したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年9月9日

横浜市長 山中竹春

財政局

専 決 年 月 日	契 約 の 概 要（下線部が今回の変更内容）				変 更 理 由
	契 約 名	相 手 方	議決・専決年月日 変 更 前	変 更 後	
7. 4. 17	万騎が原 小学校建 替工事（ 第1工区 建築工事 ）請負契 約	株式会社 渡辺組	<u>7. 2. 18議決</u> 契約金額 <u>768, 498, 500円</u> 完成期限 令和7年4月30日	契約金額 <u>771, 421, 200円</u> 完成期限 令和7年4月30日	工事現場におけ る週休2日の取 得の達成状況に 応じ、当該取得 に要する費用を 計上するため
7. 5. 15	さかえ住 宅（仮称 ）建替工 事（第1 工区建築 工事）請 負契約	小俣・サ カクラ建 設共同企 業体	<u>6. 12. 19議決</u> 契約金額 <u>2, 051, 500, 000円</u> 完成期限 令和9年3月31日	契約金額 <u>2, 124, 100, 000円</u> 完成期限 令和9年3月31日	工事に伴う発生 土に想定以上の フッ素が含まれ ていることが判 明し、当該発生 土の処分方法を 変更する等のた め

同	さかえ住宅（仮称）建替工事（第2工区建築工事）請負契約	小俣・サクラ建設共同企業体	<u>6.12.19議決</u> 契約金額 <u>1,246,300,000円</u> 完成期限 令和9年3月31日	契約金額 <u>1,229,800,000円</u> 完成期限 令和9年3月31日	既存住宅解体後の調査により、撤去が必要な杭の数量が減る等のため
7.5.30	尾張屋橋住宅（仮称）建替工事（建築工事）請負契約	株式会社小俣組	<u>7.2.27専決</u> 契約金額 <u>861,960,000円</u> 完成期限 令和8年2月27日 <u>6.8.22専決</u> 契約金額 857,560,000円 完成期限 令和7年12月26日 <u>6.6.5議決</u> 契約金額 839,300,000円 完成期限 令和7年12月26日	契約金額 <u>866,030,000円</u> 完成期限 令和8年2月27日	河川管理者との協議により工事場所に隣接した河川の護岸擁壁に係る安全対策措置を強化する等のため
7.6.5	東部児童相談所（仮称）新築工事（建築工事）請負契約	株式会社渡辺組	<u>6.11.14専決</u> 契約金額 <u>878,130,000円</u> 完成期限 令和7年12月26日 <u>6.9.25議決</u> 契約金額 864,600,000円 完成期限 令和7年12月26日	契約金額 <u>892,320,000円</u> 完成期限 令和8年2月13日	地中障害物の撤去が必要となった等のため

7. 6. 10	横浜市中 央卸売市 場本場青 果部施設 整備工事 (第2工 区建築工 事) 請負 契約	渡辺・根 本建設共 同企業体	5. 12. 20議決 契約金額 <u>1, 991, 000, 000円</u> 完成期限 令和7年11月28日	契約金額 <u>2, 091, 645, 600円</u> 完成期限 令和7年11月28日	工期内に賃金等 の水準が著しく 変動し、契約金 額が不適当とな るため
7. 6. 11	つつじが 丘小学校 校舎建替 工事(建 築工事) 請負契約	馬淵・小 雀建設共 同企業体	6. 9. 25議決 契約金額 <u>1, 564, 200, 000円</u> 完成期限 令和8年6月5日	契約金額 <u>1, 639, 858, 000円</u> 完成期限 令和8年6月5日	同

参 考

市長専決処分事項指定の件（抜粋）

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項中異例に属するもののほか、市長において専決処分にすることができる。

（第 1 号から第 5 号まで省略）

- (6) 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、次のいずれかの変更をする契約を締結すること。

ア 当該議決を経た契約金額の 1 割以内の範囲における変更（当該変更の額が横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年 3 月横浜市条例第 5 号）第 2 条に定める額未満の場合に限る。）

イ 天候その他やむを得ない事由による完成期限、履行期限又は引渡期限の変更

（第 7 号省略）

地方自治法（抜粋）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

横浜市議会の議決に付すべき契約に関する条例（抜粋）

（市議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の

規定により市議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 600,000,000 円以上の工事又は製造の請負とする。

